

1 2 月 2 日 ( 第 1 号 )

# 令和元年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和元年12月2日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4

## （報告）

第10号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	4
--------	-------------------------	---

## （議案提案説明・質疑・討論・採決）

第2号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4
第54号議案	豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	5

## （議案提案説明）

第55号議案	豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件	6
第56号議案	豊能町事務分掌条例改正の件	7
第57号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件	8
第58号議案	豊能町下水道条例改正の件	8
第59号議案	豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件	9
第60号議案	豊能町立幼稚園条例改正の件	9
第61号議案	豊能町土地開発基金条例廃止の件	10
第62号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	10

第 6 3 号議案	令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 2
第 6 4 号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 3
第 6 5 号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件……………	1 4
第 6 6 号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 4
第 6 7 号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 4
第 6 8 号議案	令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件……………	1 4
散 会 の 宣 告	……………	1 5

## 令和元年豊能町議会12月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和元年12月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	井川 佳子	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教 育 次 長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和元年12月2日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第10号報告 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第 3 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 第54号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 第55号議案 豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 日程第 6 第56号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- 日程第 7 第57号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 日程第 8 第58号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 日程第 9 第59号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
- 日程第10 第60号議案 豊能町立幼稚園条例改正の件
- 日程第11 第61号議案 豊能町土地開発基金条例廃止の件
- 日程第12 第62号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第13 第63号議案 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第14 第64号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第15 第65号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第16 第66号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第17 第67号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第18 第68号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年豊能町議会12月定例会議を開会いたします。

定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、おはようございます。

12月定例会議開催に当たりまして御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては御多用のところ、そしてきょうの雨の中お集まりいただきましてありがとうございます。12月となり大変慌ただしい毎日がこれから出てまいりますし、さらに急激な冷え込みもございますけれども、健康に御留意をされますようお願い申し上げます。

少し報告をさせていただく点が2件ございます。先の27日水曜日なんですけれども、全国町村長大会が東京のNHKホールで開催をされました。町長743名、村長183名の合計926名が参加をいたしました。安倍総理それから総務大臣、防災担当大臣、その他多数の御来賓の挨拶がございました。私ども全国町村の中で同じような課題を掲げており、これまで1年間かけて国への要望事項、決議事項ということで、そのものが採択をするという形でございます。その基本の採択内容でございますけれども、少し読み上げさせていただきますと、全国の町村の多くは農山漁村地区にあり、食料の供給や自然環境の保全など国民にとって極めて大きな役割を果たしてきた。しかし、東京一極集中が加速している状況が続き、急速な少子高齢化や人口減少、基

盤産業である農林商工業の衰退など多くの課題を抱えながら厳しい財政運営を余儀なくされている。加えて大規模災害の復旧・復興を初めさらなる地方創生を行うためには国と地方が総力を挙げて取り組まなければならない。町村長が直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様なまちづくりに邁進する決意であるということで、町村が自主的、そして自立的にさまざまな施策を展開できるように12の決議を行いました。細かいところまで入っております。加えて特別決議として行われたものが2件、実はございます。そして緊急提言が一つということで、特別決議として自治体戦略2040構想の公表は町村の自治権を大きく損なうものとして圏域行政の推進には断固反対するということが、それから農村価値の創生に向けて6項目の特別決議をさせていただきました。さらに防災減災対策のさらなる強化・推進の緊急決議ということが行われまして、満場一致で採択されましたので御報告をさせていただきます。

それからもう一点、先週ですけれども、豊能町人権まちづくり協会による2019年人権を考えるつどいが開催されました。関係各位の御尽力に御礼を申し上げます。人権に関する標語、それから絵画、作文には多数の応募がなされました。一部では御存じのとおりその表彰式が行われまして、第二部では人権問題でいまだ解決されていない北朝鮮による拉致問題で、拉致被害者でもある蓮池薫さんの御講演がございました。議員皆様はじめ多くの住民の方々が参加をいただきました。皆さん異口同音です。感動を受けられたということで、拉致問題の早期解決に向け、また人権の大切さを考える機会になったということでございます。

多くの方々の御支援そして御参加ありがとうございました。

それでは、本定例会議におきましては報告1件、諮問1件、第54号から68号の合計15の議案を提出させていただいております。御慎重に御審議賜り御決議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

本日の提出議案は人事1件、条例制定2件、条例改訂5件、補正予算3件、決算認定7件、合計19でございます。どうぞ御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは冒頭に際しまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、12月定例会議の会議期間は、本日から12月13日までの12日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番・高尾靖子議員及び11番・西岡義克議員を指名いたします。

日程第2「第10号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

おはようございます。

第10号報告、専決処分の報告について御報告申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることにつ

いて、地方自治法第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

専決日は、専決第7号、令和元年10月18日でございます。相手方は豊能町希望ヶ丘5丁目9番地の18。綾部俊夫様でございます。

事故の概要は、令和元年7月26日午前10時23分ごろ、希望ヶ丘5丁目の路上において職員が運転するパッカー車が相手方の自宅の塀に接触し損害を与えたものでございます。

和解の内容は、町の過失割合を100%とし、相手方の自宅の塀の修繕料7万1,820円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

今後より一層の安全確認、安全運転を心がけてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第2号諮問、人権擁護委員推薦につき意見を求めることにつきまして御説明をさせていただきます。

人権擁護委員任期満了に伴いまして、委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

本件は、令和2年6月30日をもって人権擁護委員の任期が満了するのに伴い、再度候補者として法務大臣に対し推薦するも

のでございます。

それでは候補者の略歴を御説明いたします。

氏名は米田暁美さん。住所は東ときわ台5丁目9番地19。生年月日は昭和37年12月19日でございます。

米田さんは平成29年より人権擁護委員と人権擁護に幅広く活躍いただいております、今後も人権擁護委員として適切に対処いただける方であると存じます。引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。なお、人権擁護委員の任期は3年。

説明は以上でございます。議員の皆様の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第2号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第4「第54号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第54号議案、豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に対し、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、ときわ台6丁目21番地5。お名前は岩崎弘さん。生年月日は昭和21年8月4日でございます。

岩崎さんには平成25年から固定資産評価審査委員を務めていただいております、このたび引き続き再任をお願いするものでございます。

なお、任期は令和元年12月10日から3年間でございます。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

固定資産評価というのは、とても難しい問題であります。多分不動産の評価、要するに町税であるあの固定資産税の評価に関することを取り扱うものと考えますけども、この固定資産の評価、不動産の評価というのは不動産鑑定士だけに許されている専管事項であります。この専門家の中にそういう人たちが入っているのかどうかお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

この固定資産評価審査委員会の委員さんのお仕事といいますのは、町が示しました土地の評価、これに対して不服がある場合、不服の申し立てをなさるわけですけども、

その不服に対して審査をなさるといようなことで、この評価について専門家が入るとか入らないとか、そういうことではございませんのです。土地の評価そのものは町が行っておりますけども、それは不動産鑑定士協会にお願いをし、評価をしていただいておりますが、その評価そのものを縦覧に供するのは町の仕事でございまして、その縦覧に供された価格に対して不満がある方は不服の申し立てをなさると。その不服の申し立てがあったときに、きょうお願いをしております固定資産評価審査委員会がその審査をなさると、このような手続を踏むわけでございます。よろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

小寺議員。

○8番（小寺正人君）

そうしますと、不動産鑑定士が評価したということについて不服を述べられる方に対して審査を行うと。そうすると、この評価審査委員会のメンバーとしたら、全然このとおりですと、だから訴えてきた人を門前払い、却下すると、そういう組織ということになりませんか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほども申し上げたとおり、不服の申し立てがございましたときに、その不服申し立てをなさった方の言い分と評価をしました町の言い分、両方の言い分をその固定資産評価審査委員会がお聞きになられまして、どちらの言い分が正しいかという審査をなさるものでございまして、門前払いをするというような、そういう組織ではございませんのです。公正・公平な立場で両方の言い分を聞くと、それで審査をなさるとい

ようなことではございまして、委員につきましては住民でありますとか、市町村税の納税義務がある者というようなことが定められているというようなことではございまして。

○議長（永谷幸弘君）

小寺議員。

○8番（小寺正人君）

そうしますと、それに一定の裁定をなさって、それに不服だったら初めて裁判にもっていくと、そういう話になるわけですかね。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

裁判の手続でございまして、その審査委員会の決定に不服があるとき、これはその6カ月以内に裁判所に取り消しの訴えを提起することができる、このように規定をされております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにはございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第54号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5「第55号議案 豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件」を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほど御挨拶を忘れました。おはようございます。

第55号議案、豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件について御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件は、豊能町森林環境譲与税基金条例を新たに制定するものでございます。

それでは条例の概要について御説明申し上げますので、概要説明資料のほうをごらん願います。

①設置でございますが、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、この基金を設置するものでございます。

②積立の額につきましては、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づいてその金額を歳入歳出予算に計上して積み立てるものでございます。

③管理及び運用益金の処理でございますが、本町のほかの基金と同様に基金の管理は確実かつ有利な方法により行い、運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとしております。

④処分につきましては、この基金は①の事業に必要な財源に充てる場合に限り処分することができるとしております。

なお、附則としまして、施行期日は公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第56号議案 豊能町事務分掌条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第56号議案、豊能町事務分掌条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の8ページから11ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧願います。

本件は、まちづくり施策を担う新たな組織の設置、業務の平準化並びに組織名及び事務分掌の変更のため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明を申し上げます。新旧対照表がわかりやすいと思いますので、御参照をお願いいたします。

第1条は、地方自治法第158条第1項に規定する町の直近下位の内部組織を現在の3部から、まちづくり創造課、総務部、保健福祉部、住民部、都市建設部の4部1課に改めるとともに、条文中の語句を改めるものでございます。

第2条は、第1条で改めた組織の事務分掌を規定するもので、改正内容としまして、まず第1項、まちづくり創造課の分掌事務は、現在の総務部所管の町政の総合企画及び調整に関する事項と、今は事務分掌規則に規定している事務を条例に定めるものとして、総務部所管の総合まちづくり計画の策定及び調整に関する事項、広域行政に関する事項、交通施策に関する事項、特命による重要施策の調査、計画及び調整に関する事項といたします。

第2項、総務部の分掌事務は、第7号中個人情報保護を追加し、第10号の防災に関する事項を危機管理に関する事項に改めるものでございます。

第3項、保健福祉部の分掌事務は、現在の生活福祉部所管の国民健康保険に関する事項、介護保険に関する事項、福祉に関する

る事項、保健に関する事項、医療に関する事項とし、後期高齢者医療に関する事項及び国民年金に関する事項を追加いたします。

第4項、住民部の分掌事務は、現在の総務部所管の税に関する事項、現在の生活福祉部所管の戸籍住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項、人権に関する事項、男女共同参画に関する事項、現在の建設環境部所管の消費生活に関する事項、環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、衛生に関する事項といたします。

第5項、都市建設部の分掌事務は、現在の建設環境部所管のうち削除するものとして、消費生活に関する事項、環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、衛生に関する事項を除くものでございます。

第3条は、条文中の語句を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第57号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第57号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の12・13ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧願います。

本件は、ただいま申し上げました第56号議案、豊能町事務分掌条例改正の件において組織名の変更等を行うことに伴い、管

理職手当を支給する職について所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

別表中、政策事業統括監をまちづくり調整監に改め、教育次長を削除するものでございます。

なお、教育次長は、教育委員会規則においてこども未来部長に職名変更し、管理職手当は別表中の部長として支給するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第58号議案 豊能町下水道条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

第58号議案、豊能町下水道条例改正の件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の14ページ及び議案概要書を御覧ください。

豊能町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。提案理由は、各市町村が行っている下水道排水設備工事責任技術者の登録に関する業務を大阪府下水道協会に移管することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の概要につきまして御説明申し上げます。議案書の15ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、第7条第1項中、「公認」を「指定」に改め、同項第2号中「本町」を「大阪府下水道協会」に改めるものでございます。

第9条第1項中、「手数料」を「指定工

事店指定手数料」に、「次の各号に定めるところにより」を「1件につき10,000円とし、」に改め、同項第1号及び第2号を削るものでございます。

なお、附則第1項において施行日は令和2年4月1日と定め、附則第2号では経過措置として、この条例の施行の際、現に本町に登録した責任技術者である者は、当該責任技術者の登録期間に限り、大阪府下水道協会に登録した責任技術者とみなすと規定しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第59号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第59号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧願います。

本件は、消防団を取り巻く社会環境の変化や団活動の実態等を踏まえ、消防団員の処遇改善のため、年報酬の額を改定するものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

別表第1では消防団員の年報酬の額を改正するもので、団長は8万6,000円から11万円に、副団長は6万3,000円から8万5,000円に、分団長は5万1,000円から7万円に、副分団長は4万円から5万円に、部長は4万円から4万5,000円

に、班長は3万円から4万円に、団員は3万円から3万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

また、第12条では、別表第2として、災害、警戒、訓練の各区分別に定めていた費用弁償の額を本文中に規定するなど、条文を整理するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第60号議案 豊能町立幼稚園条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第60号議案、豊能町立幼稚園条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書18ページ、19ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせて御覧ください。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の規定を踏まえ、所要の改正を行うものです。

第6条第3項のただし書きを削るものです。内容は、ただし書きを削ることにより、上位法により定められた預かり保育の無償化の内容とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の豊能町立幼稚園条例の規定は令和元年10月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第61号議案 豊能町土地開発基金条例廃止の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第61号議案、豊能町土地開発基金条例廃止の件について御説明申し上げます。

議案書の20ページ、21ページをお開き願います。

本件は、社会経済情勢の変化により、現在の行政運営における公用または公共用に供する土地等をあらかじめ取得する必要性が低下したことに伴い、土地開発基金を廃止するものでございます。この基金は、土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図ることを目的に昭和44年に設置された基金であります。平成8年度に豊悠プラザの敷地を購入して以降は、小規模な用地を購入しただけで、平成12年度からはこの基金を活用したことはございません。

本町においては土地を先行取得する必要性が低下しているため、事務の簡素化を図るとともに、効率的に基金を運用・充当できるように、土地開発基金を廃止し、将来の公共施設整備に備えて、その全額を公共施設整備基金に積みかえるものでございます。

なお、基金は3月末日をもって廃止いたしますので、附則としまして、基金条例を廃止する条例は令和2年4月1日から施行いたします。説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第12「第62号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

それでは、第62号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町一般会計補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,548万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,078万5,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございます。5ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、中学校施設整備事業について年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。6ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為補正」に記載のとおり、第4次豊能町地域福祉計画等策定事業を追加するとともに、本庁舎警備委託事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。16ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業の財政調整基金積立金でございますが、前年度繰越金の2分の1の金額を積み立てるととも

に、豊能郡環境施設組合が提起した訴訟の和解により分担金が一部返納されるため、これに伴う特別交付税の減額予定分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、公共施設整備基金積立金でございますが、土地開発基金の廃止に伴い、その全額を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

目3・財政管理費の1. 財政管理事業でございますが、地方自治法の改正に伴う財務会計システムの改修費用でございます。

目6・企画費の財源振替でございますが、のせでんアートライン負担金にふるさとづくり基金を充当することに伴い、財源振替を行うものでございます。

目9・電子計算費の財源振替でございますが、住民情報化推進事業のシステム改修に国庫補助金が交付されることに伴い、財源振替を行うものでございます。

目10・防災諸費の2. 防災対策事業でございますが、被災者生活再建支援金の支給に係る費用を補正するものでございます。

17ページをごらん願います。

項2・徴税費、目2・賦課徴収費の1. 町税課税事業でございますが、町税還付に伴う償還金に係る費用を補正するものでございます。

項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍住民基本台帳費の3. 住基ネットワーク運営事業でございますが、住基ネットワークシステムの改修費用について減額するものでございます。

18ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、給付費の増加に伴い扶助費を増額するとともに、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次の11. 障害児福祉事務事業でございますが、障害児通所支援等事業に係る給付費の増加に伴う費用を補正するものでございます。

次に目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、介護保険システムの改修に係る国庫補助金の交付に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次の7. 養護老人施設入所措置事業でございますが、高齢者の緊急保護措置に係る措置費用を補正するものでございます。

目5・障害者医療助成費の1. 障害者医療費助成事業でございますが、障害者医療費助成事業に係る給付費の増加に伴う費用を補正するものでございます。

19ページをごらん願います。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・母子衛生費の2. 母子健康増進事業でございますが、健康管理システムの改修を行うものでございます。

款7・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の財源振替でございますが、消費生活事務事業に府補助金が交付されることに伴い、財源振替を行うものでございます。

20ページをお開き願います。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、保幼小中一貫教育施設基本計画策定基本設計業務の契約解除により減額するものでございます。

項3・中学校費、目1・学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、吉川中学校のトイレを改修するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

10ページへお戻り願います。

款10・地方特例交付金及び款11・地方交付税の普通交付税でございますが、い

ずれも交付額の確定に伴い補正するものでございます。

11ページをごらん願います。

款13・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・民生費負担金でございますが、高齢者の緊急保護措置費用に係る負担金でございます。

款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉総務費国庫負担金の2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金でございますが、障害者自立支援事業の給付に係る国庫負担金でございます。

次の3. 障害児施設措置費（給付費等国庫負担金）でございますが、障害児通所支援等事業の給付に係る国庫負担金でございます。

12ページをお開き願います。

項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金でございますが、住民情報化推進事業のシステム改修に係る国庫補助金でございます。

款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節1・社会福祉総務費府負担金の2. 障害者自立支援給付費等府負担金でございますが、障害者自立支援事業の給付に係る府負担金でございます。

次の3. 障害児施設措置費給付費等府負担金でございますが、障害児通所支援等事業の給付に係る府負担金でございます。

13ページをごらん願います。

項2・府補助金、目1・総務費府補助金でございますが、被災者生活再建支援金の支給に対して交付されるものでございます。

目2・民生費府補助金でございますが、障害者医療費助成事業に係る給付費に対して交付されるものでございます。

目6・商工費府補助金でございますが、消費生活事務事業に対して交付されるもの

でございます。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として減額するものでございます。

目3・ふるさとづくり基金繰入金でございますが、のせでんアトライン及び吉川中学校のトイレ改修事業に対して繰り入れるものでございます。

目7・土地開発基金繰入金でございますが、土地開発基金の廃止に伴い全額を繰り入れるものでございます。

14ページをお開き願います。

款20・繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

款21・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の51. 和解に伴う分担金返納でございますが、豊能郡環境施設組合における損害賠償請求訴訟等について和解金が支払われたことに伴う分担金の返納でございます。

15ページの款22・町債、項1・町債、目3・臨時財政対策債でございますが、金額の確定に伴い減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第63号議案、令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第63号議案、令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,068万6,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の43万8,000円は、外国人人材受入等グローバル化が進展する中、外国人被保険者の資格情報をスムーズに行うため、国保システムの改修を行うものでございます。

次に歳入の御説明をさせていただきます。お戻りいただきまして5ページをお開き願います。

款4・府支出金、項1・府補助金の43万8,000円につきましては、先ほど歳出で御説明を申し上げました国保システムの改修につきまして、同額を特別調整交付金として交付されるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(永谷幸弘君)

日程第14「第64号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長(上浦 登君)

それでは、第64号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第4回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,336万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,292万円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明させていただきます。8ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費につきましては、システム改修に伴う国庫補助金が交付されたことに伴い、歳入の財源振替を行うものでございます。

下段の款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費、目1・介護予防生活支援サービス事業費及び9ページの款4・地域支援事業費、項2・一般介護予防事業費、目1・一般介護予防事業費につきましては、保険者機能強化推進交付金として交付を受ける国庫補助金を一般介護予防事業費に充てるため、歳入の財源振替を行うものでございます。

続きまして同じページの款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の1億1,336万3,000円につきましては、前年度介護保険料余剰分を基金に積み立てるものでございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。6ページへお戻りください。

下段の款3・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・介護保険事業費国庫補助金の58万9,000円につきましては、先ほど歳出でも申し上げましたシステム改修に伴う国庫補助金でございます。これに伴い、財源調整を行うため、7ページ上段の款6・繰入金、項1・一般会計繰入金、目4・その他一般会計繰入金において同額を

減額するものでございます。

もう一度6ページへお戻りください。

下段の款3・国庫支出金、項2・国庫補助金、目5・保険者機能強化推進交付金の444万5,000円につきましては、先ほど歳出でも申しあげました保険者機能強化推進交付金を計上してございます。これに伴い財源調整を行うため、同じページ上段の款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料を特別徴収、普通徴収分に案分の上、同額を減額をするものでございます。

続きまして7ページをお開き願います。

下段の款8・繰越金の1億1,336万3,000円につきましては、平成30年度決算における繰越金を基金に積み立てる財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第65号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第65号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

追加してお配りしました議案書と条例の概要資料をあわせて御覧願います。

本件は、人事院勧告を受けて、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定等を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。まず、第1条でございま

すが、第23条第2項第1号では再任用職員以外の職員の12月の勤勉手当支給月数を0.05月引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.50月とするものでございます。

別表第1、行政職給料表では、大学卒程度の初任給を1,500円引き上げるとともに、30歳代の職員が在職する号級について改定し、平均改定率を0.1%とするものでございます。また、別表第2、医療職給料表につきましても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

次に第2条でございしますが、第14条の3では住居手当の支給対象となる家賃額の下限を月額1万2,000円から1万6,000円に引き上げるとともに、手当額の上限を月額2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

第23条第2項第1号では、来年度以降、6月期、12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるよう改定するものでございます。

また、第25条の4では、任期付職員について昇給を行うことができるよう改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の改正後の改定は平成31年4月1日から適用するもので、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第66号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」、日程第17「第67号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」、日程第18「第68号議案 令和元年度豊能

町下水道事業特別会計補正予算の件」以上3件については提案理由が関連するものでございますので一括議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

よって、第66号議案から第68号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長(池上成之君)

第66号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件、第67号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件及び第68号議案令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件について一括して御説明申し上げます。

これら三つの補正予算は、いずれも第65号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に伴う人件費及び本年4月以降の人事異動に伴う人件費の増減を補正するものでございます。

まず第66号議案、一般会計は、予算の総額から965万7,000円を減額し、総額を72億3,112万8,000円とするものでございます。

次に第67号議案、介護保険特会は、予算の総額に392万5,000円を増額し、総額を24億4,684万5,000円とするものでございます。

次に第68号議案、下水道特会は、予算の総額に68万円を増額し、総額を4億7,696万8,000円とするものでございます。

なお、それぞれの補正予算書の冒頭に、「第1表 歳入歳出予算補正」を、末尾に給与費明細書をつけておりますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月3日午前9時30分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでした。

散会 午前10時23分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第10号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第54号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて
- 第55号議案 豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 第56号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- 第57号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第58号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第59号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
改正の件
- 第60号議案 豊能町立幼稚園条例改正の件
- 第61号議案 豊能町土地開発基金条例廃止の件
- 第62号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第63号議案 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算  
の件
- 第64号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第65号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第66号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第67号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第68号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 10番

同 11番